

# 静岡県科学技術振興功労表彰及び 静岡県科学技術振興知事褒賞表彰要領

## 1 趣旨

科学技術の振興は、本県経済の成長と県民生活の向上に極めて重要であることに鑑み、本県科学技術水準の向上、県民生活の安定等実績顕著な発明の考案者、科学技術に関して優れた研究成果をあげた研究者及び科学技術振興上の優れた実績をあげた者を科学技術振興者として表彰し、科学技術の普及啓発に資するとともに、科学技術水準の向上に寄与するものとする。

## 2 対象

### (1) 科学技術振興功労表彰

#### ① 優秀発明考案者（3件以内）

既に出願公開された発明（出願後6年以上経過したものにあつては登録されたもの）で次の各号の一に該当する発明考案を行った者であつて、県内に事業所を有する事業主若しくはこれに勤務する従業員又は県内在住者とする。

ア 本県の技術水準の向上に貢献したもの及び顕著な実務効果をあげたもの

イ 地域産業の振興、中小企業における技術の近代化等の分野において顕著な実施効果をあげたもの

#### ② 研究開発功労者（3名以内）

県内在住者で、長年科学技術の研究開発に従事し、その研究活動により、社会、経済に対して貢献のある優れた研究成果をあげた者であつて、本県における研究者の範となる者とする。

#### ③ 産業技術振興功績者（3名以内）

県内在住者で次の各号の一に該当する者とする。

ア 科学技術の進歩、産業の発展、文化の向上、その他県民福祉の増進に関し、科学技術上貢献した発明者または研究者でその業績が顕著な者

イ 優秀な地域産業技術の向上に貢献した者でその業績が顕著な者

ウ 創意工夫の奨励、科学技術の普及啓発、発明の奨励または技術者の育成に貢献した者でその業績が顕著な者

エ 科学技術の振興施策の増進に貢献した者でその業績が顕著な者

## (2) 科学技術振興知事褒賞

### ① 優秀発明考案者（4件以内）

原則として過去3年間の間に出版公開された発明で次の各号の一に該当する発明考案を行った者であって、県内に事業所を有する事業主若しくはこれに勤務する従業員又は県内在住者とする。

ア 本県の技術水準の向上に貢献すること及び顕著な実務効果をあげることが期待されるもの

イ 直ちに実施化に結びつくものではないが、新しい技術の創造に寄与することが期待されるもの

ウ 地域産業の振興、中小企業における技術の近代化等の分野において顕著な実施効果が期待されるもの

### ② 研究開発功労者（3名以内）

県内在住者で、長年科学技術の研究開発に従事し、その研究活動により、後進者の範となる者とする。

### ③ 産業技術振興功績者（5名以内）

県内在住者で次の各号の一に該当する者とする。

ア 科学技術の進歩、産業の発展、文化の向上、その他県民福祉の増進に関し、科学技術上貢献した発明者または研究者

イ 優秀な地域産業技術の向上に貢献した者

ウ 創意工夫の奨励、科学技術の普及啓発、発明の奨励または技術者の育成に貢献した者

エ 科学技術の振興施策の増進に貢献した者

## 3 選考

経済産業部商工業局商工振興課職員、経済産業部試験研究機関職員及び関係団体職員等で構成する審査会において下記の区分ごと選考を行う。

### (1) 科学技術振興功労表彰

①優秀発明考案者、②研究開発功労者、③産業技術振興功績者

### (2) 科学技術振興知事褒賞

①優秀発明考案者、②研究開発功労者、③産業技術振興功績者

## 4 表彰

毎年秋頃開催予定の県主催事業にて表彰式を実施する。